



公益社団法人 日本薬剤師会理事 松浦 正佳

オリンピックを代表するような競技会では、選手がお互いにフェアな状態でプレーができるように、選手へのドーピング検査が行われています。スポーツにおいて禁止される薬物を使用していないかを確認する検査です。

では、ぜんそくや糖尿病などの慢性的な病気があるため、薬を使用しながら競技している選手や、急な病気やけがのため薬が必要な選手はどうすればよいのでしょうか。そのような際は選手だけでなく、医師や薬剤師も、選手が使用する薬

ドーピング

にドーピング違反に当たる成分が含まれていないか、細心の注意を払っています。



医療用の薬だけでなく、サプリメントや健康食品にも禁止成分が含まれている場合があります。植物のナテンに含まれる「ヒゲナミン」という成分が禁止薬物に指定されているため、これが含まれる「のど飴」を食べるとドーピング違反になる可能性があります。

このような身近な食べ物での「意図しないドーピング」を防ぐため、薬剤師は学校など教育現場に赴き、生徒にアンチ・ドーピングに関する講義も行い

ます。

現在、日本アンチ・ドーピング機構が定めた講習を受講し試験に合格した約1万1000人（今年3月時点）の薬剤師が「公認スポーツファーマシスト」として、スポーツ（競技）を行う人が安心して薬を使用できるようにサポート。ドーピングを心配されているご家族がいる場合、まずはかかりつけの薬局にスポーツファーマシストがいらないかご相談ください。スポーツファーマシストがいる薬局はインターネット（二次元コード参照）でも検索できます。

違反防ぐ専門家が選手をサポート

ペこら
ムはから
ホームページ

